

公認会計士・監査審査会の役割と モニタリングレポート・ 監査事務所検査結果事例集

一般社団法人日本内部監査協会 監査問題解説コース 令和2年1月27日(大阪)・2月3日(東京)

> 公認会計士·監查審查会 常勤委員 松井 隆幸 主任公認会計士監查検查官



第1部

公認会計士・監査審査会の役割

公認会計士·監査審査会 常勤委員 松井 隆幸



構成

- I. 審査会の目的
- II. 審査会の組織と業務内容
- III. 監査事務所に対するモニタリング
- IV. モニタリングに基づく情報の提供



I 審査会の目的

- ・ 公認会計士・監査審査会(以後、審査会) は、平成16年4月、平成15年に改正された公 認会計士法に基づき、従前の公認会計士審査 会を改組・拡充して設置された。
 - 当時、金融審議会・公認会計士制度部会では、 会計不正事件に対する米国での対応などの動向を 踏まえ、制度の在り方についての検討が行われて いた。
 - 検討の中で、行政において、監視・監督の立場から、「自主規制」の限界を補完することの必要性が指摘された。



I 審査会の目的

- ・ 審査会は、公認会計士法により設置された組織であるため、公認会計士法の目的の達成に貢献することが目的になる。
- 公認会計士法では、公認会計士の使命や職責について規定している。
 - 「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」(第1条)
 - 「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能 の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその 業務を行わなければならない。」(第1条の2)



I 審査会の目的

- ・ 審査会は、適格性を備えた会計人材が公認会計士となることを支援するとともに、公認会計士が「職責」を適切に遂行して「使命」を達成できるように支援することを目標とする。
- ・ さらに、上記の目標の達成により、会社等の公正な事業活動及び資本市場の公正性・透明性の向上に貢献し、国民経済の健全な発展に貢献することが審査会の目的である。



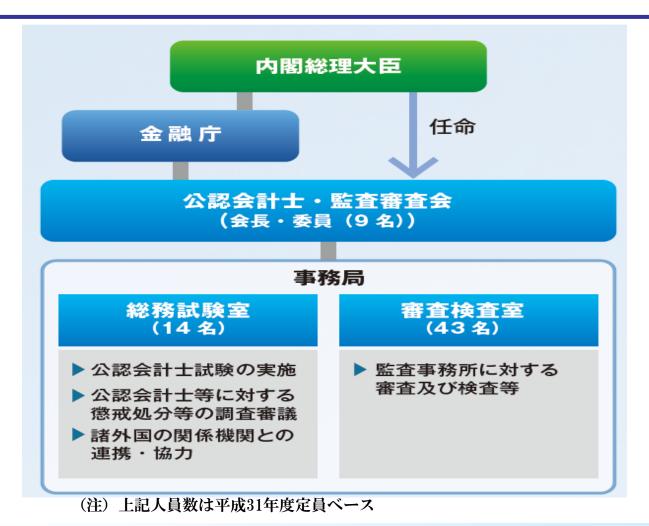
- ・ 審査会の組織に関する公認会計士法等における規定 の概要
 - 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。 (第35条の2)
 - 審査会は、会長及び委員九人以内をもつて組織する。委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人は、常勤とすることができる。(第36条)
 - 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。(第37条)
 - 会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 (第37条の2)



- 会長及び委員の任期は、三年とする。会長及び委員は、 再任されることができる。(第37条の3)
- 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。 事務局長は、 会長の命を受けて、局務を掌理する。(第41条)
- 事務局長は、関係のある他の職を占めるものを充てる。 (公認会計士・監査審査会令第1条)
- 事務局に、総務試験室及び審査検査室並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十四人を置く。

(公認会計士・監査審査会事務局組織規則第1条)





(審査会『公認会計士・監査審査会』 (パンフレット) 令和元年度版、2頁)



- 審査会の主な業務内容
 - 監査事務所に対する審査・検査等
 - 公認会計士試験の実施
 - 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議
 - 諸外国の関係機関との連携・協力
 - → 公認会計士あるいは会計・監査に関心を持つ 者の拡大も審査会の業務に含まれる。



- IFIAR=監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators) との連携・協力
 - 平成18 年に設立された、監査法人の検査等を 行う独立した監査監督当局により構成される国際 機関。我が国からは、金融庁及び審査会が参加。 令和元年6月時点のメンバーは55 の国と地域。
 - 当局間の協力・連携を通じ、監査品質をグローバルに向上させることが目的。6大監査ネットワークと継続的に対話を行うなど、グローバルでの監査品質の向上に取り組んでいる。



- 平成29 年4月、東京に本部事務局を設置。 金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的 な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営 に必要な支援を実施。
- 平成28年12月、事務局設置に先立ち、我が国のステークホルダーとIFIARの関係強化、事務局の活動支援、監査品質の向上への貢献等を目的として、日本IFIARネットワークを設立。日本内部監査協会も、企画委員会のメンバーとして参画。



Ⅲ 監査事務所に対する モニタリング

- 1. 審査会の権限
- 2. 審査及び検査の位置付け
- 3. 品質管理レビューと審査
- 4. 報告徴収
- 5. 検査の概要
- 6. 検査の実施状況



Ⅲ 監査事務所に対する モニタリング

- モニタリング=オンサイト・モニタリング 及びオフサイト・モニタリング。
 - オンサイト・モニタリング=検査
 - オフサイト・モニタリング=検査以外の活動。 日本公認会計士協会(以後、協会)による品質管 理レビューの検証及び監査事務所等に対する報告 徴収が含まれる。



Ⅲ-1 審査会の権限

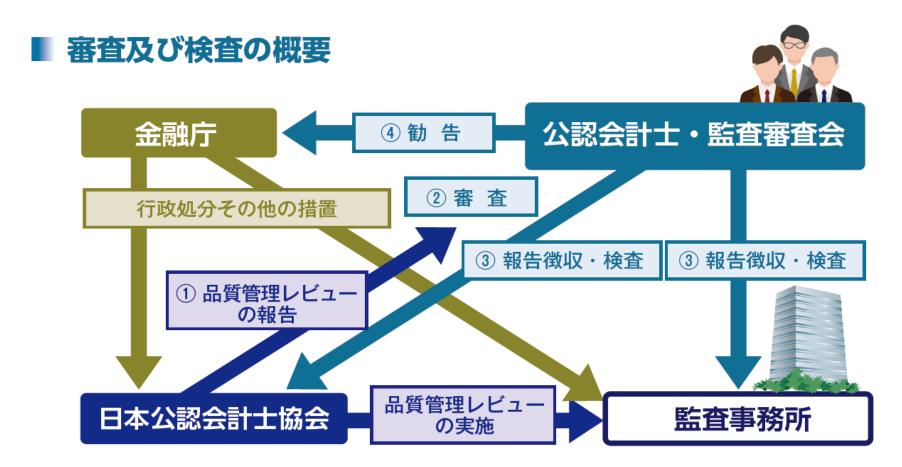
- ・ 公認会計士法による内閣総理大臣の権限は、 金融庁長官に委任。金融庁長官は、委任され た権限のうち、以下の権限を審査会に委任。 (第49条の4)
 - ① 品質管理レビューの報告の受理に関する事務
 - ② 協会に対する報告徴収・立入検査権限
 - ③ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に 対する報告徴収権限
 - ④ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人その他関係先に対する立入検査権限



Ⅲ-1 審査会の権限

- > スライド14の②③④については、以下に関する場合に限る。
- 品質管理レビューの報告
- 公認会計士等が品質管理レビューを受けていない、 協力を拒否している等のため、協会から品質管理レ ビューの報告がない場合に、当該公認会計士等の業 務の運営状況に関して行われるもの
- ・ 審査会は、スライド14の権限を行使した場合、 必要があると認めるときは、その結果に基づき、 公認会計士等の監査証明業務、又は協会の事務の 適正な運営を確保するため行うべき行政処分その 他の措置について内閣総理大臣に勧告することが できる。(第41条の2)





(審査会『公認会計士・監査審査会』 (パンフレット) 令和元年度版、3頁)



- ・ 審査会の監査事務所に対する審査及び検査 の方針は、「監査事務所等モニタリング基本 方針」及び「監査事務所等モニタリング基本 計画」により示される。
 - 「基本方針」は、審査会の各期(1期3年)毎に 公表。第6期(平成31年4月~令和4年3月)の基本 方針は、令和元年5月17日に公表。
 - 「基本計画」は、基本方針に基づいて策定し、 各事務年度毎に公表。令和元事務年度(令和元年 7月~令和2年6月)の基本計画は、令和元年7月5 日に公表。



- □ 基本方針における「視点」と「目的及び基本的考え方」
 - ・視点
 - 常に国民の視点という公益的立場。
 - 監査事務所の実態等を踏まえた効果的なモニタリングの実施。
 - モニタリングで得た情報発信の強化。



- ・ 目的及び基本的考え方
 - モニタリングは、監査事務所等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることが目的。監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを実施。
 - 監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視したモニタリングを実施。
 - 監査法人の経営管理態勢が、当該監査事務所の業務の適正な運営の確保に資するものとなっているか継続的にモニタリング。



- ・ 品質管理レビュー=協会が、監査事務所が行う 監査の品質管理の状況を調査し、その結果を監査 事務所に報告する制度。必要に応じて改善勧告や 改善状況の確認を行う。
 - 目的は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上 を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保する こと。
 - レビューには、通常レビュー、フォローアップ・レビュー、及び監査に対する社会的信頼を損なうお それがある場合に実施する特別レビューがある。
 - 通常レビューの対象は、公認会計士法上の大会社 等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監 査事務所。



- 通常レビューには、定期レビューと定期レビュー を補完する必要がある場合に行う機動レビューがあ る。
- 定期レビューは、原則として3年に1回(大手監査 法人は2年に1回)実施。
- 通常レビューの結論は、「限定事項のない結論」 「限定事項付き結論」「否定的結論」の3種類。
- 結論にかかわらず、改善勧告事項がある場合には、 改善勧告書を作成し監査事務所に交付。改善勧告書 を受領した監査事務所は、改善計画書を提出。
- 改善計画書受領の翌年度に、改善措置の状況を確認するため、フォローアップ・レビューを実施。
- 令和元年度のレビュアーは、40人。



【通常レビュー対象監査事務所】

(2019年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士	合計
通常レビュー対象監査事務所	140 事務所	50 事務所	190 事務所
うち上場会社監査事務所名簿等 登録事務所	120 事務所	11 事務所	131 事務所

日本公認会計士協会『2018年度 品質管理レビューの概要』7頁



(単位:監査事務所)

		結論等の種類別の内訳				
		限定事項の ない結論	限定事項付 き結論	否定的結論	当年度繰越 監査事務所	合計
名上	上場会社監査数 100 社以上	3 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (-)
第場等会	上場会社監査数 20 ~ 99 社	2 (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	3 (1)
登社 録監 来	上場会社監査数 10~19社	5 (2)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (2)
名簿等登録事務所上場会社監査事務所	上場会社監査数 10 社未満	27 (6)	1 (-)	2 (-)	1 (1)	31 (7)
///	計	37 (8)	1 (-)	2 (-)	2 (2)	42 (10)
その他の監査事務所 11 (2)		3 (2)	- (-)	- (-)	14 (4)	
	合 計	48 (10)	4 (2)	2 (-)	2 (2)	56 (14)

(注) 2018 年度通常レビュー実施監査事務所のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、()内に内数で記載しています。

日本公認会計士協会『2018年度 品質管理レビューの概要』15頁



- 協会は、審査会に対して、月次報告書及び 年次報告書を提出するほか、必要に応じて、 品質管理レビューの状況報告を行う。
- 審査会は、品質管理レビューの状況報告を 受け、協会の品質管理レビューが適切に行わ れているか、監査事務所の監査業務が適切に 行われているかを審査。
- 審査会は、審査における分析結果等を踏ま え、立入検査の必要性等を検討。



Ⅲ-4 報告徴収

- ・ 審査会は、必要があると認めるときは、協会又は監査事務所に対し、報告徴収を実施。監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を促すため、また、検査を効率的に実施するため、下記のような報告徴収を適時に実施。
 - ① 大手監査法人及び準大手監査法人に対する報告徴収
 - ▶ 情報を定時かつ継続的に分析し、その後実施する当該監査法人の検査に役立てるほか、法人間の比較分析や横断的な問題等の把握に活用。
 - ② 中小規模監査法人に対する報告徴収
 - ▶ 品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、情報を収集し分析を行っている。必要に応じて ヒアリングを実施。
 - 平成30事務年度、53事務所に対して実施。うち13事務所 についてヒアリング。



Ⅲ-4 報告徴収

- ③ 検査結果通知後のフォローアップ
 - > 中小規模監査事務所に対して、検査結果通知の一定期間後に、改善状況をフォロー。
 - 平成30事務年度、通知後1年程度を経過した1事務所に対して報告徴収を実施。

また、平成29事務年度の報告徴収先のうち1事務所については、再度報告徴収を実施。

- ④ 特に早急な改善が必要な監査事務所に対する報告徴収
 - 総合評価が「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」となった場合、当該監査事務所に対して検査結果の通知と同時に報告徴収を実施。速やかな改善を促す。
 - 平成30事務年度、2事務所に対して、報告徴収を実施。



- 検査のプロセス
- ① 審査会による検査命令
- ② 重要事項の説明
- ③ 立入検査
- ④ 検査事項確認手続·意見申出制度
- 検査モニター制度
- ▶ 検査プロセスにおいて、検査の概況について 審査会で説明し、審議する。
- ➤ 審査会の承認を得たのち、被検査監査事務所 に検査結果を通知する。



• 検査結果通知書

図表Ⅱ-1-7<検査結果通知書の記載項目>

- 1. 特に留意すべき事項
- 2. 検査の視点
- 3. 品質管理態勢の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置(品質管理態勢)における不備
- 4. 監査業務の実施(個別監査業務)における不備

(審査会『令和元年版モニタリングレポート』、43頁)



図表Ⅱ-1-8 <特に留意すべき事項の例>

1. 特に留意すべき事項

貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、妥当でない点が認められる。

- (1)業務管理態勢
 - ・・・・・(ガバナンス、業務運営上の問題を記載)
- (2) 品質管理態勢
 - ・・・・・(品質管理のシステムに関する不備事項等を記載)
- (3) 個別監査業務
 - ・・・・(監査業務上の不備事項等を記載)

(審査会『令和元年版モニタリングレポート』、43頁)



- ・ 総合評価=監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監 査業務の状況の評価結果に基づき、次の5段階に区分。
- ① 「概ね妥当である」
 - 業務運営が良好と認められる場合。例えば、品質管理態勢及び個別 監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。
- ② 「妥当でない点がある」
 - 改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例 えば、業務管理態勢や品質管理態勢、又は個別監査業務の状況に不備 が認められるものの、重要な問題はない場合。
- ③ 「妥当でないもの」
 - 業務運営が良好でないと認められる場合。例えば、業務管理態勢や 品質管理態勢、又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題があ る場合。
- ④ 「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」
 - 業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合。
- ⑤ 「著しく不当なもの」
 - 品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自 主的な改善が見込まれない場合。



- ・ 検査の頻度
 - 大手監査法人=2年に1度、通常検査。通常 検査の翌年にフォローアップ検査。
 - 準大手監査法人=原則として3年に一度。
 - 中小規模監査法人=品質管理レビューの結果等を踏まえ、必要があると認める場合。



図表Ⅱ-1-4 <直近5年間の検査の実施状況(着手日ベース)(単位:事務所数)>

年度/事務年度	H26	H27	H28 (注 1、 2)	H29 (注 2)	H30 (注2)
大手監査法人	2	2	4 (2)	4 (2)	4 (2)
準大手監査法人	1	1	2	2	1
中小規模監査事務所	11	6	5	3	5 (1)
外国監査法人等	1	0	1	0	0
合計	15	9	12 (2)	9 (2)	10 (3)

⁽注1) 平成28年7月から事務年度に変更。なお、平成28事務年度は変更期であるため、平成28年4月から6月までの実績も含んでいる。

(審査会『令和元年版モニタリングレポート』、40頁)

⁽注2) 括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載している。



図表Ⅱ-1-5 <検査件数・検査官数・検査期間・個別監査業務選定数>

	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
検査件数(件)	9	6	16
平均検査官数(人)	8. 6	7. 0	5. 1
平均検査期間(日)	145. 7	112. 5	94. 9
平均個別監査業務選定数(社)	7. 0	5. 7	3. 1

(注1) 平成26年度~30事務年度の5年間に実施し、終了した検査が対象。外国監査法人等検査、機動的な検査、フォローアップ検査、意見申出のあった案件及び金融庁長官に勧告した案件は、通常の検査とは異なる手続を含むため除いている。

(注2)検査期間とは、検査実施日(予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立入検査着手日)から検査結果通知日までの間(暦日ベース)をいう。

(審査会『令和元年版モニタリングレポート』、40頁)



- 品質管理態勢の不備の特徴
 - 大手監査法人=品質管理の主体を監査法人本部の品質管理部門から、より監査現場に近い事業部へ移していく傾向にあり、一定の効果を挙げているが、品質管理部門と事業部との十分な連携等が課題となっている
 - 準大手監査法人=組織的な対応のための体制整備は行われてきている。しかし、品質管理を担う社員等が限られているために十分な運営・管理ができていない点、経営層において品質管理の確保・向上に対する意識が不十分な点がみられる。
 - 中小規模監査事務所=比較的規模の大きい監査事務所において、業容拡大に対応した業務管理態勢や品質管理態勢を構築できていないものがみられる。また、一部の監査事務所には、リスクの高い上場国内会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でないものもみられる。



図表Ⅱ-1-9 <平成28~30事務年度検査における総合評価の状況(単位:事務所)>

区分(総合評価)	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模 監査事務所
概ね妥当である	_	-
妥当でない点がある	8	3
妥当でないもの	2	2
妥当でなく業務管理態勢等を 早急に改善する必要	_	3
著しく不当なもの	_	2

(注) 平成28事務年度から平成30事務年度の間に検査を着手し終了した監査事務所の総合評価を集計

(審査会『令和元年版モニタリングレポート』、45頁)



- ・ 被検査監査事務所は、審査会の事前承諾なく、被監査会社の監査役等に対し、監査事務所の品質管理システムの整備運用等に関する指摘の有無及びその概要、並びに被監査会社にが検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容を伝達できる。
 - 審査会は、「特に留意すべき事項」の内容をそのまま監査役等へ伝達するように要請している。
 - 公認会計士監査の実務指針である監査基準委員会報告書では、監査事務所に対し、検査結果通知書の内容及び対応状況を監査役等に書面で伝達するように求めている。



- 被検査監査事務所は、審査会の承諾を 得た上で、検査結果を以下の者に開示す ることができる。
 - 被監査会社の取締役、被監査会社の親会社 の監査役等及び取締役。
 - 潜在的な被監査会社等



- ・ 平成27年10月、金融庁は、会計監査を取り巻く 状況変化及び不正会計事案等の要因を踏まえ、会 計監査の信頼性を確保するための取り組みについ て議論するため、会計監査の在り方に関する懇談 会(以後、懇談会)を設置した。
- ・ 平成28年3月、懇談会は、「会計監査の信頼性 確保のために」と題する報告書を公表した。報告 書では、講ずるべき取り組みを次の5つの柱に整 理して示している。
 - 1. 監査法人のマネジメント強化
 - 2. 会計監査に関する情報の株主等へ提供充実
 - 3. 企業不正を見抜く力の向上
 - 4. 「第三者の眼」による会計監査品質のチェック
 - 5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備



- ・ 2の「会計監査に関する情報の株主等へ提供充実」 に係る施策の一つとして、「審査会のモニタリング活動に係る情報提供の充実」があげられた。
 - これに応じ、審査会は、「基本方針」の「視点」において、情報発信の強化を掲げた。
- ・ 審査会は平成20年2月に「監査の品質に関する検査 指摘事例集」(平成24年から「監査事務所検査結果事 例集」に改題)を公表して以降、毎年指摘事例を改 訂・公表してきている。
- ・ これに加え、懇談会の提言に応じ、平成28年からモニタリングレポートを公表することとした。
 - 平成28年度は、検査結果事例集の参考資料として公表。 平成29年度からは、独立の報告書として公表。



- モニタリングレポート
 - 読み手として、市場関係者だけでなく広く社会一般を視野に入れる。特に、会計・監査に関係する教育者や学生などの利用も想定する。
 - 読み手の監査に対する理解を深めることに資する 観点から、審査会における最新のモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させる。
- 検査結果事例集
 - 読み手として、監査事務所の社員・職員、被監査 会社の取締役・監査役等、市場関係者を想定する。
 - 優れた取組等を含め、最近の検査で確認された事 例等を抽出し、深度ある分析を行った上で改訂し公 表する。



第2部 モニタリングレポート・ 監査事務所検査結果事例集

公認会計士·監查審查会 主任公認会計士監查検查官



構成

I. モニタリングレポート

- 1. 監査法人の組織
- 2. 監査法人の規模別シェア
- 3. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況
- 4. 会計監査人の異動
- 5. ITを活用した監査手法とサイバーセキュリティ
- 6. グループ監査
- 7. グローバルネットワークとの提携

Ⅱ.監查事務所検査結果事例集(平成30事務年度検査結果概要)

- 1. 監査事務所に求められる対応
- 2. 指摘事例の概要
 - (1)業務管理態勢(根本原因の究明)
 - (2) 品質管理態勢
 - (3) 個別監査業務



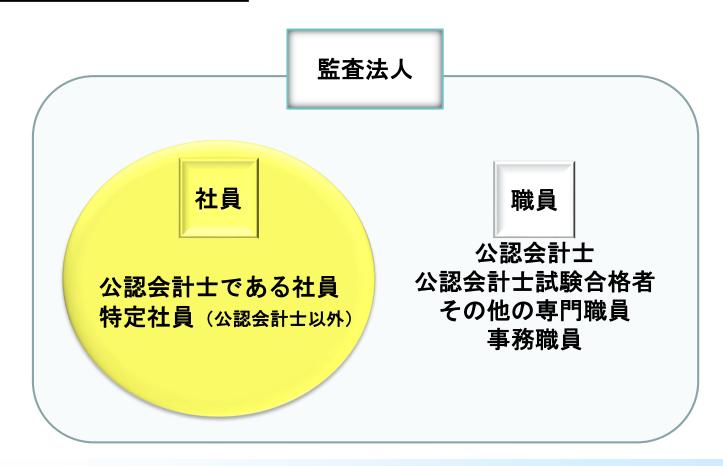
I. モニタリングレポート



1. 監査法人の組織

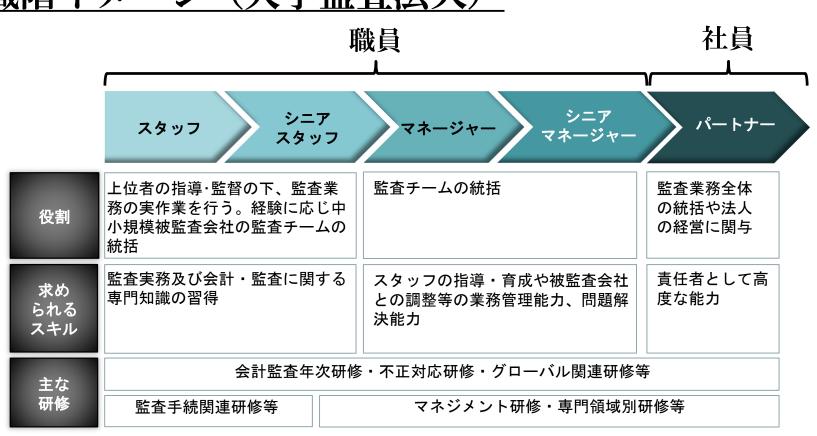


人員構成イメージ





職階イメージ(大手監査法人)





監査チームの編成例

		職階	主な役割
監査責任者3名		パートナー	監査業務全体の統括、被監査会社の経営陣とのコミュニ ケーション
監査補助者	公認会計士A	マネージャー	監査チームの統括、財務諸表監査業務の統括
	公認会計士B	マネージャー	内部統制監査業務の統括
	公認会計士C	マネージャー	海外構成単位の監査業務の統括
	公認会計士29名	シニア	重要な監査領域の監査手続
	その他の監査補助者 (公認会計士試験 合格者等) 31名	スタッフ	内部統制の整備運用評価手続、重要な監査領域以外の監査 手続
	その他の監査補助者 (監査アシスタン ト) 7名	アシスタント	データ加工、事務的な証憑突合等重要な判断を伴わない作業、残高確認状の発送・回収管理、監査調書の管理
	内部専門家14名	パートナー、マネー ジャー、シニア等	被監査会社のIT統制の評価、法人税等の処理の検証、不動 産評価の妥当性の検証

(注) 被監査会社の連結売上高約1.5兆円、監査時間約18,000時間の監査チームの事例



規模別の特徴

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	100人強~600人強	20人強~100人弱	~約30人
常勤職員数	約2,900人~6,200人	100人強~約600人	~約50人
	・ 最高意思決定機関は社員総会	・最高意思決定機関は社員総会	・社員(総)会で多くの意思決定を行う
意思決定機関	・その下に理事会や経営会議等の機関を設置	・その下に理事会等の機関を設置	・規模が大きい法人では、社員(総)会の下 に理事会等の機関を設置
	・理事会等の経営執行機関を監督・評価する 機関を設置	・監督・評価機関を設置しているが、その権 限は大手監査法人と比べると限定されている	
監督•評価機関	・「指名(経営執行責任者を含む役職者の選任等)」、「報酬(役職者の評価、報酬の決定等)」、「監査(会計及び業務監査等)」の小委員会に加え、「公益(公益性の観点から経営執行を監視)」の委員会を設置	・「指名」、「報酬」及び「監査」の小委員 会を設置していない法人が多い	
	・独立性を有する第三者(以下「独立第三者」という。)を監督・評価機関や小委員会 の構成員として活用	・独立第三者の関与は、経営執行機関に対する助言・提言にとどまっている法人が多い	・独立第三者を選任していない法人が多い
業務運営機関の	・複数の監査事業部を設置するほか、地区事 務所を含めた運営を行う	・複数の監査部門を設置・品質管理の担当部門を設置	・部門を設けず主要業務を担当する社員を任命する例が多い
整備状況	・金融専門の部門を設置 ・品質管理やリスク管理等の担当部門を設置	・四只日本の近当的「で以直	・規模が大きい法人では、準大手監査法人に 準じた部門を設置
事務所数	・三大都市(東京特別区、大阪市及び名古屋 市)に加え、全国規模で地方事務所を設置し ている例が多い	・主たる事務所に加え、三大都市に事務所を 設置している例が多い	・主たる事務所のみの例が多い
	・品質管理部門の下に、監査マニュアルの見 直しや周知、会計処理の相談、IFRSや米国会	・品質管理部門の下に、担当部門を一部設置	・部門を設けず、品質管理担当として監査業務を兼任する社員を任命する例が多い
品質管理部門の	計基準の相談、審査、定期的な検証等の担当部門を設置	・審査部門を設置しているところもある	・規模が小さい法人では、代表者が品質管理 担当を兼務する例もある
整備状況	・監査契約や独立性、監査リスクのモニタリング等のリスク管理を行う部門を設置		
	・監査業務部門に品質管理の機能を持たせる 例も多い		

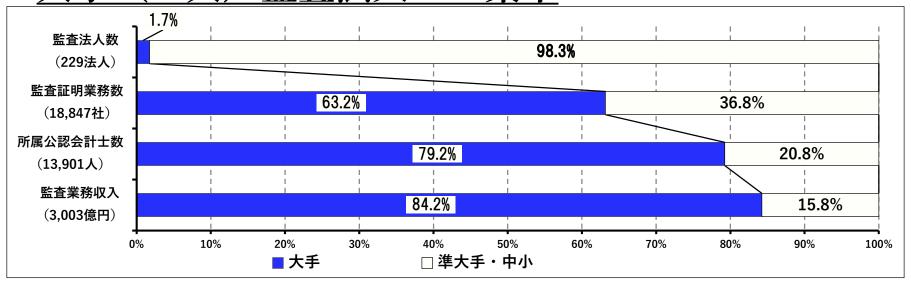


2. 監査法人の規模別シェア



監査法人の規模別シェア

大手(4大)監査法人への集中



- (注1) 平成29年度の協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計
- (注2) 平成29年度において大手監査法人1法人が決算期を変更し、8か月決算となっている。このため、平成29年度の監査業務収入は、 決算期を変更した監査法人の8か月の監査業務収入が同水準で1年間発生したと仮定して(12か月/8か月を乗じて)補正している。
- (注3) 平成28年度において準大手監査法人1法人が決算期を変更しており、15か月分の業務収入が平成29年度に計上されている。

主要な上場会社における4大グローバルネットワークの監査業務シェア (会社数ベース)

	日本	米国	英国
4 大グローバルネット ワークの割合	96%	99%	97%

(注)以下の株価指数に採用されている会社数を基にシェアを算出

日本 日経225 米国 S&P500

英国 FTSE350

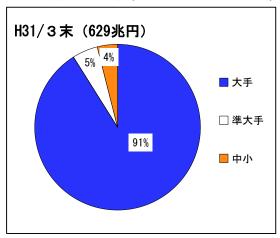


監査法人の規模別シェア

大手(4大)監査法人への集中

上場会社の監査でも存在感が極めて高い

○上場国内会社の時価総額 ○IFRS適用会社

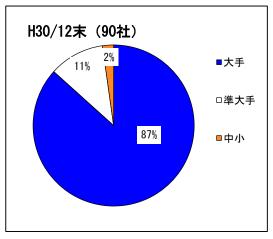


(資料) QUICK、取引所データより審査会作成



(資料) 取引所データより審査会作成

OIP0監査



(資料)取引所データより審査会作成



3. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況



監査法人のガバナンス・コードの適用状況

監査法人のガバナンス・コード(平成29年3月公表)

- 大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定
- 形式的な適用ではなく、各監査法人の特性等を踏まえた自 律的な対応が求められる
- 令和元年7月1日時点で大手·準大手の全てと中小監査法 人8法人が採用を表明

<監査法人のガバナンス・コードの5つの原則>

原則1 監査法人が果たすべき役割

原則2 組織体制(経営機能)

原則3 組織体制(監督・評価機能)

原則4 業務運営

原則 5 透明性の確保



監査法人のガバナンス・コードの適用状況

監査法人の取組例

- 大手監査法人においては、監督・評価機関を強化するため、同機関の構成員に独立第三者を選任。独立第三者を監督・評価機関や「指名」「報酬」「監査」の小委員会の議長にすることで、実効性を高めている例もみられる(原則3関係)
- 準大手監査法人においても、独立第三者を構成員に含む監督・評価機関を設置している例が多いが、独立第三者に対する情報提供の観点において課題がみられる(原則3関係)
- 監査品質向上に向け、被監査会社の監査役等だけでなく、機関投資家やアナリストなど、幅広い資本市場参加者等と対話する機会を設けている。単独での意見交換のほか、監査法人合同のフォーラム等も実施(原則5関係)



4. 会計監査人の異動

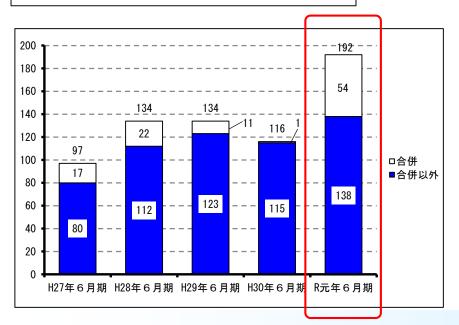


会計監査人の異動

異動状況

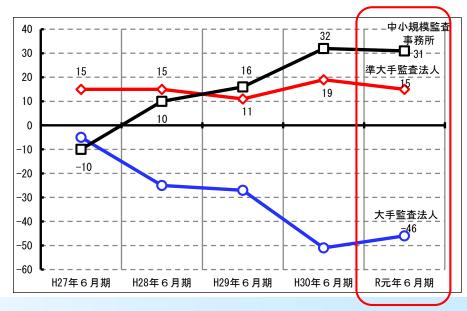
- 会計監査人の異動件数は、合併による異動の影響を除いても、過去5年間で最多
- 監査事務所の規模別では、大手監査法人から準大手監査法人以下への異動傾向が続いて いる

監査事務所を変更した上場会社数



(注)適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人が決定している会社数を集計

監査事務所の規模別の異動状況



(注) 件数は純増減

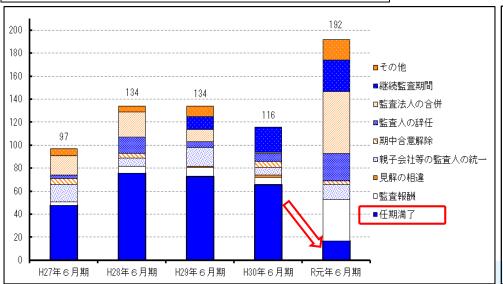


会計監査人の異動

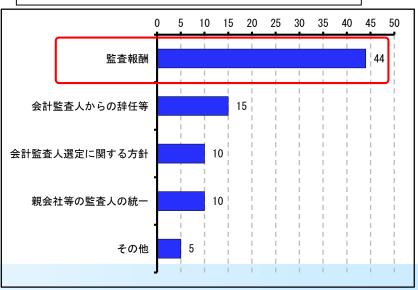
異動理由

- 平成30年6月期までの監査人の異動理由をみると、「任期満了」のみとするものが最も 多く、実質的な理由が記載されていないケースが多いが、令和元年6月期は、任期満了 としつつ、何らかの理由を加えるものが増え、「任期満了」のみとするケースが大幅に 減少している。
- 大手監査法人に対する検査等で把握した異動理由をみると、「監査報酬」が最も多い。

上場国内会社の会計監査人の異動理由

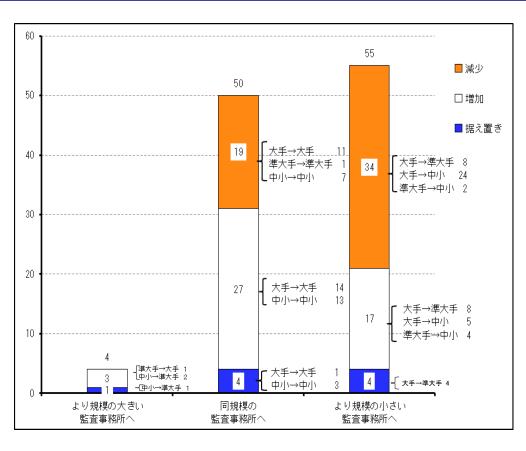


検査で把握した異動理由(大手)





会計監査人の異動



異動後の監査報酬

- 異動前後の監査報酬については、より規模の小さい監査事務所へ異動した場合、監査報酬が減少するケースは6割超。
- このうち、大手監査法人から 中小規模監査事務所への異動 でみると、8割超のケースに おいて監査報酬が減少。

- (注1) 平成30年6月期に係る会計監査人の異動のうち、異動前後の監査報酬が公表されているものを集計
- (注2) 件数の内訳はグラフに記載
- (注3) 図表中の中小とは、中小規模監査事務所を指す。
- (資料)会計監査人の異動に関する適時開示及び有価証券報告書に基づき、審査会作成



5. ITを活用した監査手法と サイバーセキュリティ



ITを活用した監査手法とサイバーセキュリティ

IT化に伴う監査手法の変化

- 試査から精査的手法へ
- 作業の自動化、集約化
- 監査ツールの共通化(所属しているグローバルネットワークが提供する監査 ツールを使用)

大手監査法人及び準大手監査法人の監査業務でのITの活用状況

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
状況	大手監査法人	準大手監査法人
導入済	 ・電子監査調書システム(監査調書作成及び監査の進捗管理) ・仕訳分析ツール(取引内容(仕訳)の分析及び異常仕訳検出) ・証憑突合ツール(外部からのデータと被監査会社の全ての売上データを照合する精査的な技法) ・ファイル交換システム(被監査会社とのデータ交換に使用) ・RPA(データ入力及び加工の自動化) 	・電子監査調書システム・ 仕訳分析ツール
導入中 (一部の法人で導入 済みのものも含む)	・ AI (過去の財務情報等を用いた将来不正予測)・ 債権・債務残高確認システム (取引の実在性・正確性確認作業の自動化)・ 監査データベース (法人内の知見等をデータベース化し、共有する仕組み)	・ 証憑突合ツール・ ファイル交換システム・ RPA
開発中	· AI (非財務情報を用いた将来不正予測) · ドローン (実地棚卸の立会の効率化)	· AI (過去の財務情報等 を用いた将来不正予 測)



ITを活用した監査手法とサイバーセキュリティ

サイバーセキュリティ

- ITの活用が進むなか、サイバーセキュリティ問題は監査法人 の経営上の大きなリスク。更なるサイバーセキュリティの強 化が求められる
- サイバーセキュリティに関する大手監査法人の共通的な取組
 - グローバルネットワーク全体でサイバーセキュリティに係る取組を実施
 - ▶ コンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)の整備
 - ➤ CSIRT (コンピュータセキュリティに係る事故に対処する ための組織)等のサイバーセキュリティ対応部門の設置
 - ▶ グローバルネットワークによるレビュー



6. グループ監査

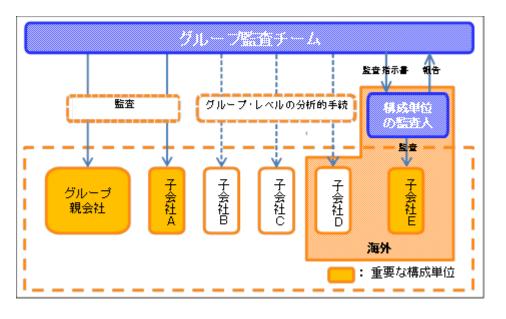


グループ監査の重要性が増加

- 企業の事業環境
 - ▶ 国内市場の成熟化。積極的な海外事業展開(子会社設立等)。M&Aも増加
 - 海外子会社の管理態勢構築、複雑な経済取引の検討、会計基準の差異対応等が必要
- 近況
 - > 海外子会社における会計問題が発生
 - > 国内市場の重要なグループ会社の管理を含む内部統制が 十分でない事例も散見

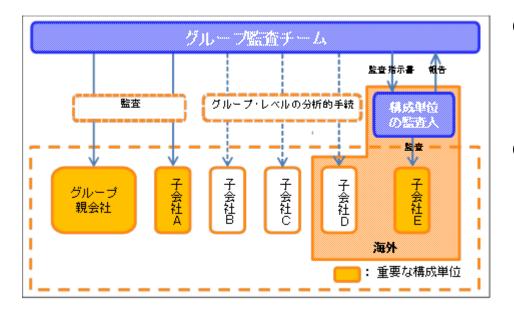


監査手続





監査の実施

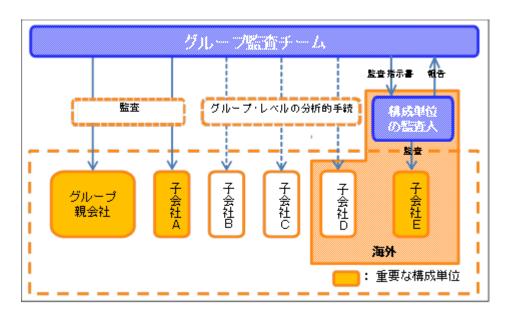


*財務データ相互間又は財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係を分析・検討することによって、財務情報を評価すること

- 国内の「重要な構成単位」 に対しては、グループ監査 チームが監査を行っている
- 海外の「重要な構成単位」 に対しては、一般的に、現 地の監査人(構成単位の監 査人)に監査指示書に基づ いた監査を依頼している
- それ以外の子会社に対して は、グループ・レベルの分 析的手続*を行っている



構成単位の監査人との連携



- 十分かつ適切な監査証拠 の入手のため、グループ 監査チームと構成単位の 監査人とのコミュニケー ションが重要
- 大手監査法人では、毎年 複数回の電話や対面での 会議を実施しているのに 対し、中小監査事務所の 中には、隔年の往査にと どまるところも存在



7. グローバルネットワーク との提携



グローバルネットワークとの提携

大手監査法人

- 4大グローバルネットワーク(DTT、EY、KPMG、PwC)に 加盟。グローバルネットワークのロゴや名称の使用権を有する だけでなく、グローバルネットワークの運営にも関与。
- グローバルネットワークから監査マニュアル及び監査ツールの 提供を受け、グローバルネットワークの基準に準拠した監査マニュアルを用いて監査業務を実施。審査や独立性をはじめとするその他の品質管理に関しても、基準や手続等を導入している。
- さらに、グローバルネットワークによるレビューを定期的に受 検。グローバルレビューを監査業務の定期的な検証又はその一 部として取り扱っている法人もある。



グローバルネットワークとの提携

準大手監査法人

- グローバルネットワークと提携しているものの、グローバルネットワークの規模等により提携の程度は異なる。
- ◆ 大手監査法人と同等のレベルで提携している法人もあれば、 提携の程度が緩やかで、グローバルネットワークのロゴや 名称の使用、ネットワーク・ファームの属する国の監査業 務の紹介を受けるにとどまり、監査マニュアル等の提供を 受けていない法人もある。また、全ての準大手監査法人が グローバルレビューを受けているが、その頻度や内容には 大きな差がある。



グローバルネットワークとの提携

中小規模監查事務所

● グローバルネットワークのロゴや名称の使用、ネットワーク・ファームの属する国の監査業務の紹介を受けるにとどまり、監査マニュアル等の提供やグローバルレビューを受けない監査事務所もある。



Ⅱ. 監查事務所検査結果事例集 (平成30事務年度検査結果概要)



- 1. 監査事務所に求められる対応
- 2. 指摘事例の概要
 - (1)業務管理態勢(根本原因の究明)
 - (2) 品質管理態勢
 - ①業務改善への取組
 - ② 契約の新規の締結及び更新
 - ③ 教育・訓練、上位者による監督・査閲
 - ④ 品質管理のシステムの監視
 - ⑤ 監査役等との連携



- (3) 個別監査業務
 - ① リスク評価及び評価したリスクへの対応
 - ② 監査証拠
 - ③ 会計上の見積りの監査
 - ④ グループ監査
 - ⑤ 財務諸表監査における不正
 - ⑥財務報告に係る内部統制の監査





検査結果事例集の構成

- I.業務管理態勢編 (根本原因の究明)
- Ⅱ. 品質管理態勢編
- Ⅲ. 個別監査業務編



特に留意すべき事項 の構成

- (1)業務管理態勢
- (2) 品質管理態勢
- (3) 個別監査業務

監査事務所に求められる対応に関係している



監査事務所に求められる対応 (P.2より抜粋)

1. 会計監査の信頼性確保

依然として国内外において不正事案が見られ、不適切な 会計処理を行った上場会社が増加

会計監査の信頼性の一層の確保に努めるため、今後も個別監査業務や品質管理のシステムについて点検が必要

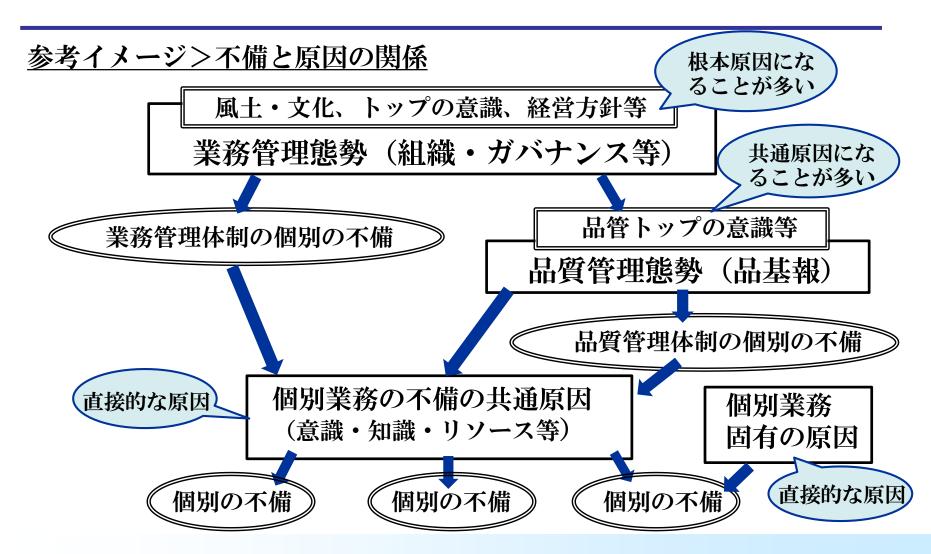
不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善に とどまらず、その<u>根本的な原因を究明した上で、改善に</u> 取り組むことが必要



根本原因分析とは?

- ・コーザル・ファクター・アナリシスやルート・コーズ・アナリシスなどとも呼ばれ、すでに大手監査法人などでは定期的な検証の結果などを利用し、対応が図られている場合もある
- ・表層的、対症療法的な対策ではなく、一番大元の原因を改善し、同様の不備を根治することを目的に実施される
- ・検査を行う検査官は、個別に識別された個別監査業務や品質管理のシステムに関する不備の原因となる状況をスタート に、帰納法的にいわゆる「なぜなぜ分析」を繰り返す







根本原因の究明の必要性 (P.13より抜粋)

- 発見された不備と根本原因を同じくする未発見の不備が 存在する可能性が高い
- 根本原因を考慮した改善策を講じずに、直接的な原因に 対処するだけの改善策にとどまった場合には、改善が実 効性のないものとなり、本質的な改善につながらない
- なお、根本原因の究明においては、その前提となる直接 的な原因を的確に把握することが重要



2. 指摘事例の概要



(1)業務管理態勢(根本原因の究明)



業務管理態勢(根本原因の究明)

根本原因の究明の事例 (P.15)

(個別の不備の状況)

• 当監査事務所においては、品質管理態勢に広範な不備が認められ、また、検証対象とした個別監査業務においても重要な 不備を含む多数の不備が認められた。

(直接的な原因の分析結果)

• これらの不備の直接的な原因は、監査事務所の代表者に監査事務所全体としての適切な品質管理態勢を整備するという意識が不足していること、また、品質管理担当責任者がその期待される役割を十分に理解しておらず、監査事務所全体の品質管理の維持・向上を担っているとの認識や意識が不足していること、さらに、業務執行社員には従前の監査手続を踏襲していればよいという意識があることなどにあった。



業務管理態勢(根本原因の究明)

根本原因の究明の事例 (P.15)

(根本原因の分析結果)

• このような状況を踏まえ、更に原因を追究した結果、当 監査事務所においては複数の監査事務所が集まり設立さ れた経緯があり、現在も従前からある2つの監査部門が 財務的にも人事的にも独立的に運営されていることが判 明した。このようなことから当監査事務所では各監査部 門が自己の業務を優先する組織風土が残されていたが、 監査事務所全体の品質管理の最終責任者である最高経営 責任者は、一体的な品質管理に向けたトップの方針を明 確に示さず、実効性ある本部組織の構築に向けたリー ダーシップを十分に発揮していないという業務管理態勢 上の問題が認められた。

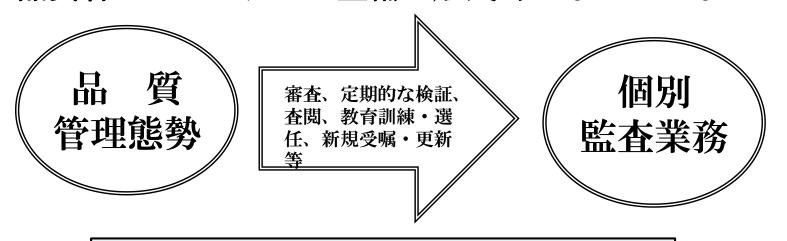


(2) 品質管理態勢



組織的監査の実施

- ・ 品質管理のシステムを整備し運用する目的は、組織としての監査業務の品質を合理的に担保するため
- 品質管理のシステムの整備が形式的になっていないか



密接不可分な関係にある



大手監査法人

- 品質管理態勢に関する不備は近年減少しているが、個別監 査業務における不備については一定数以上検出されている
- ⇒品質管理態勢の運用面に何らかの問題があるのではないか
- 最高経営責任者は改善策を組織全体に浸透させるために、 品質管理の主体を事業部に移す傾向がみられるが、改善策 が十分に浸透せずに引き続き不備が検出されている
- ◆本部は、事業部や監査チームなど監査現場の実態把握を十分に行い、事業部の取組の実効性が確保されるように留意する必要がある



品質管理態勢に関する主な指摘(大手監査法人)

- 監査リスク情報の収集において、品質管理本部は被監査会社の監査リスクに関する質問書を監査チームに送付し、個別の監査業務における監査リスクへの対応に係る情報を収集しているが、全ての監査業務において同一の情報を収集しており、監査リスクに見合った情報を収集していない。(P.29)
- 監査調書の査閲において、被監査会社との事前の協議により被監査会社の対応に問題がないと判断した領域について、監査補助者に対して具体的な指示をしておらず、適切な監査調書の査閲を実施していない。(P.31)



中小規模監査事務所(準大手監査法人含む)

- 品質管理のシステムの整備・運用の両面にわたって、引き 続き広範な領域で不備が検出されている
- 品質管理のシステムの整備・運用に十分な経営資源を投入 せず、個人の能力に依拠した運営がなされている場合、所 属するメンバーの意識・能力水準に監査業務の品質管理の 水準が影響してしまう
 - ⇒最高経営責任者の認識や知識に問題のあるケースもある
- 準大手監査法人について、合併などによる規模の拡大に品質管理態勢が追いついていないケースがある



品質管理態勢に関する主な指摘 (中小規模監査事務所)

- ●知識・能力の維持向上を各自の自主性に委ねており、教育・訓練の態勢を構築していない
- 監査調書の査閲、審査、定期的な検証に係る不備は減少せず
 - ⇒個別監査業務の品質改善に寄与する品質管理のシステム の運用が形式的
 - ⇒会計処理の適切性を確認するだけで、監査証拠の十分 性・適切性を確認していない
- 非常勤者の管理(教育訓練、人事評価)に留意する必要がある



契約の新規の締結及び更新(事例)

契約の新規の締結時におけるリスク評価手続

● 当監査法人の定める「新規締結に関する方針及び手続」 の記載内容は、品基報第1号の規定や監基報220の規定 を写したものに過ぎず、具体的な実施手続を整備してい ない。

また、監査責任者(予定者)は、被監査会社の脆弱な経理体制を監査受嘱リスクとして識別していないことや、新規受嘱の検討対象会社が過去に不正を行っていたという監査受嘱リスクを識別しているにもかかわらず、対応の検討を終える前に就任承諾を行っているなど、適切な対応が図られていない。(P.50)



教育・訓練、上位者による監督・査閲 (事例)

非常勤職員への教育・訓練、指示・監督

- 品質管理担当責任者及び研修担当責任者は非常勤職員の 多くが大手監査法人における監査経験があることから能 力に問題はないと考えており、監査の基準に関する研修 を行っていない。(P.56)
- 業務執行社員は、手続を実施した非常勤職員が大手監査 法人における監査経験があることから必要な監査手続を 実施していると考えており、重要な監査項目である売上 高等の監査手続を分担させているにもかかわらず、当該 非常勤職員が売上高の実証手続の一部を実施していない ことを看過するなど、監査補助者に対する十分な指示・ 監督をしていない。(P.63)



品質管理のシステムの監視 (事例)

定期的な検証の実効性

● 定期的な検証担当社員は検証補助者に対して定期的な検証のためのチェックリストを渡すのみで具体的な着眼点等を指示していない。また、品質管理担当責任者は検出された不備のほとんどが文書化の不備にとどまっており、監査手続の十分性や適切性といった観点からの不備が検出されていないにもかかわらず、定期的な検証の実効性について評価をしていない。(P.71)



監査役等との連携

求められる対応

- 監査基準 「監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない。」
- 平成30年の監査基準改訂において、監査報告書に監査上の主要な検討事項(以下「KAM」という。)を記載することが求められた。KAMは会計監査人が監査役等と協議した事項の中から決定することとされており、監査役等との連携の重要性は増している。監査役等との連携の重要性を念頭に置き、適切なコミュニケーションを図る必要がある。



監査役等との連携(事例)

監査役等との連携

• 業務執行社員は、監査計画策定時において不正による重要な虚偽表示リスクを識別したものの、期中監査の実施状況等を踏まえ、不正による重要な虚偽表示リスクはないと判断し、監査計画の変更を行っている。しかしながら、業務執行社員は、識別した不正による重要な虚偽表示リスクについて監査役等に適切に伝達することの重要性を十分に認識しておらず、監査計画変更前のリスク評価内容を伝達している。(P.74)



(3)個別監査業務



リスク評価・評価したリスクへの対応 (概要)

以下の3つのステップにおいて適切な対応をしているか

- ①<u>リスク評価</u>(重要な虚偽表示リスクの識別に当たって、 必要な情報を入手し、適切に検討しているか)
 - ⇒職業的懐疑心の保持・発揮が重要
- ②<u>監査手続の立案</u>(監査リスク、証拠力を考慮した上で、 監査手続の実施時期、範囲、深度が定められているか)
 - ⇒リスク・アプローチによる監査の基準の理解が重要
- ③<u>入手した監査証拠の評価</u>(十分かつ適切な監査証拠を入 手したかを評価しているか)
 - ⇒上位者による調書の査閲が重要



リスク評価・評価したリスクへの対応 (概要)

内部統制を含む、企業及び企業環境の理解

● 通信販売事業を含む複数の事業を営んでいる被監査会社 の監査チームは、全ての事業の売上高について、実在性 及び網羅性のアサーションに重要な虚偽表示リスクを識 別している。

しかしながら、監査チームは、店舗販売事業の売上高が 手続実施上の重要性を大きく上回っているにもかかわら ず、当該事業における内部統制を理解するための手続を 実施していない。(P.85)



リスク評価・評価したリスクへの対応

リスク・アプローチに基づく監査計画に不備が生じる原因

業務執行社員のリスク・アプローチに関する理 解不足、監査計画への関与不足

原因

リスク感度が低い、経験が不足している ⇒職業的懐疑心の保持・発揮が不足

評価したリスクとそれに対応する監査手続が合致しておらず、監査証拠の十分性、適切性、証拠力を考慮して、監査計画を立案する意識や姿勢が不足



監査証拠 (概要)

過年度からの不備事例が30事務年度においても多く見られる

(昨年までの主な指摘事項)

- ✓ 実施した監査手続や入手した監査証拠が、評価したリスク に適合していない
- ✓ 特別な検討を必要とするリスクを識別しながら、通常の監査手続で終了している
- ✓ 分析的実証手続の要件を満たしていない(前期比較、月次 推移で終わっている)
- ✓ 母集団全体の結論を得るための適切なサンプルを抽出していない
- ✓ 被監査会社が作成した情報の利用に際し、正確性及び網羅性を評価していない



監査証拠 (概要)

- 30事務年度においては、企業が作成した資料の信頼性、 監査サンプリング、分析的実証手続及び関連当事者取引 などにおいて不備を検出している
- ●確認手続に係る不備も複数みられる(回答の信頼性、確認差異等)
- 監査サンプリングについて、特に中小規模監査事務所を 中心にサンプリング数の根拠について説明できないケー スがある



監査証拠 (事例)

関連当事者取引

● 被監査会社は、筆頭株主であるA社に対して短期貸付金を有している。A社は被監査会社の代表取締役会長が支配するB社が議決権100%を保有する会社であり、被監査会社の関連当事者に該当する。 しかしながら、監査チームは、被監査会社による当該貸付金に関して、取引条件と経営者の説明との整合性及び事業上の合理性について十分な検討を行っていない。(P.102)



会計上の見積りの監査(概要)

過年度からの不備事例が30事務年度においても多く見られる

(昨年までの主な指摘事項)

- ✓経営者の仮定の合理性について十分に検討していない
- ✓事業計画の合理性の検討において、質問のみで終了し、回答における会社の主張を、具体的な証拠により確かめていない
- ✓繰延税金資産の回収可能性の検討における、課税所得の発 生状況等に応じた会社区分について検討していない
- **✓関係会社株式及びのれんの評価について十分に検討していない**



会計上の見積りの監査(概要)

- 30事務年度においても、経営者の仮定の合理性、 債権や棚卸資産など主要な営業資産の評価の妥 当性、固定資産の減損の要否、繰延税金資産の 回収可能性、のれんを含む関係会社に対する投 融資の評価などの項目において不備を検出して いる。
- 前年度に実施した見積りと当年度の実績との差異分析等による経営者の見積りの評価(いわゆるバックテスト)を実施していないという不備、経営者の偏向が存在する可能性の検討を行っていないという不備なども見られる。



会計上の見積りの監査(事例)

経営者の仮定の合理性

● 被監査会社は、販売促進のため2種類のポイントを発行 している。各ポイントは、種類により有効期限や使用率、 期末日における残高が大きく異なっているが、被監査会 社は、2種類のポイント残高に一括して使用率を乗じて ポイント引当金計上額を算出している。 監査チームは、当該算出方法を妥当と判断しているが、 使用されたポイント数がポイントの種類ごとに区分して いない点や、失効ポイントの取扱いが失効時期によって 異なる点などについて理由を把握しておらず、経営者が 使用した仮定の合理性についての検討が不十分である。 (P.106)



会計上の見積りの監査(事例)

固定資産の減損

● 被監査会社は、衣料品に関する小売業を営んでおり、店 舗単位での採算によって出退店の意思決定を行っている にもかかわらず、固定資産のグルーピングを店舗単位で はなく、より大きなブランド単位としている。 しかしながら、監査チームは、店舗がキャッシュ・フ ローを生み出す最小単位に該当するか否かの検討や、各 店舗が生み出すキャッシュ・フローに相互補完性がある か否かの検討を行っておらず、グルーピングの妥当性に 関する十分かつ適切な監査証拠を入手していない。 (P.113)



会計上の見積りの監査

不備が継続して発生する原因

原因 職業的懐疑心の保持・発揮不足 事業計画の実現可能性など経営者の主張に 対する客観的な評価や裏付けの入手が不足 会計上の見積りにおいて必要とされる要求 事項に対する理解不足



グループ監査 (概要)

- 国内外の関係会社における重要な不正事例の発覚等に伴い、監査事務所の規模を問わず、グループ監査の重要性が増しているため、審査会検査において重点的に検証している
- 重要な構成単位の識別、構成単位の監査人とのコミュニケーション、構成単位の監査人からの監査結果の評価等の過年度からの不備事例が30事務年度においても多く見られる
- 監査事務所全体として、監査チームを支援する体制の整備が必要である



グループ監査 (事例)

重要な構成単位の識別

● グループ監査チームは、重要な構成単位として選定しなかった構成単位について、営業損益が継続して赤字であり、かつグループ監査上の重要性の基準値を超過する固定資産を有しており、固定資産の減損損失に関するリスクを考慮する必要があるにもかかわらず、質的重要性の点から検討していない。(P.122)



グループ監査 (事例)

構成単位の財務情報について実施する作業の種類 の決定

● グループ監査チームは、被監査会社の海外子会社の特別な検討を必要とするリスクに対応する手続について、構成単位の監査人に指示書にて依頼し、結果について報告を受けている。

しかしながら、グループ監査チームは、構成単位の監査人に対する指示として、監査手続ではなく合意された手続を指示しており、特別な検討を必要とするリスクに対応した監査手続を実施しておらず、十分かつ適切な監査証拠を入手していない。(P.122)



グループ監査

原因

不備が発生する原因

構成単位の監査人の監査結果を過度に信頼 監基報600において必要とされる要求事項に 対する理解不足



財務諸表監査における不正(概要)

- 指摘数は増加傾向にある
- 財務諸表利用者の関心が高いテーマであり、審査会検査 において重点的に検証している
- ◆ 大手監査法人、準大手・中小規模監査事務所を問わず不備は発生している
- 30事務年度において、不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価、仕訳テスト、重要な取引の事業上の合理性、収益認識に対する不正リスクの対応などで不備を指摘している



財務諸表監査における不正(概要)

不備事例の概要

職業的懐疑心の保持・発揮不足

機械的に収益認 スクを識別して いる

収益認識や会計 識だけに不正リ 上の見積り項目 や通例でない取 に不正リスクを 引を識別しなが 識別しながら、 対応手続・監査 証拠が不十分

関連当事者取引 ら、不正リスク の評価が適切に 実施されていな V



財務諸表監査における不正(事例)

収益認識における不正リスクの識別と評価

- 監査チームは、被監査会社の収益認識には様々な種類や取引形態があり、収益認識基準が異なっていることを把握している。しかしながら、収益認識における不正リスクを被監査会社全体として識別しており、収益の種類や取引形態に応じた具体的な不正リスクを適切に識別、評価していない。(P.132)
- 監査チームは、飲食業を営む被監査会社の収益認識に係る不正リスクについて、連結売上高の95%超を占める主たる店舗事業の収益認識に不正リスクを識別しておらず、連結子会社で実施している他の事業の収益認識に限定している。しかしながら、店舗事業の収益認識について、不正リスクとして識別しないと判断した理由について、検討していない。(P.132)



財務諸表監査における不正

不備が生じる原因

被監査会社に不正は発生しないという決めつけ、経営者は誠実という思い込み

⇒職業的懐疑心の保持・発揮不足

原因

不正リスクの発生態様を被監査会社に応じて想定できていない

- ⇒不正シナリオ(手口)が不明瞭
- ⇒リスクに直接対応した監査証拠の未入手

不正リスク対応手続においては、より強い証拠を入手することが必要であることを念頭において監査計画の立案をしていない



財務報告に係る内部統制の監査(概要)

- 不適切な会計処理等は会社の内部統制が十分に機能していないことによるものがあり、審査会検査において重点的に検証している
- 大手監査法人、準大手・中小規模監査事務所を問わず不 備は発生し、指摘数は増加傾向にある
- 30事務年度において、内部統制の整備・運用状況の評価、 評価手続の実施時期、内部統制の不備の評価、内部監査 人等の作業の利用の程度などで不備を指摘している



財務報告に係る内部統制の監査(事例)

内部統制の整備・運用状況の評価

監査チームは、売上高に関連する内部統制について、過年度の監査において、販売管理システムに入力された取引情報を基に、自動仕訳が会計システムに反映される内部統制を理解したとしている。

しかしながら、監査チームは、これらの関連する内部統制のプログラムに変更が加えられることを認識しているにもかかわらず、当該変更が当年度の監査に与える影響を検討していない。(P.144)



財務報告に係る内部統制の監査(事例)

評価手続の実施時期

監査チームは、財務諸表監査と内部統制監査を一体として監査を実施することを立案しているが、有価証券報告書の作成に係る内部統制以外の全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスに係る内部統制について、整備状況評価及び運用状況評価を会社法監査報告書日時点で完了させていない。(P.144)



財務報告に係る内部統制の監査(事例)

内部統制の整備・運用状況の不備の評価

● 被監査会社は、全社的な内部統制、決算・財務報告に係る業務プロセス、業務プロセス、ITに係る全社統制及びIT業務処理統制において複数の不備を報告している。しかしながら、監査チームは当該不備について、期中に是正された不備を含め、複数の不備が組み合わさって開示すべき重要な不備に該当していないかどうかを検討していない。(P.145)